での各年度及び平成 16 年度から平成 29 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに AG において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AM_{12}$ ＝ 0.0379

$AM_{13}$ ＝ 0.0383

$AM_{14}$ ＝ 0.0351

$AM_{15}$ ＝ 0.0454

$AM_{16}$ ＝ 0.0498

$AM_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0336

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0506

$AM_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0486

$AM_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0337

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

$AM_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0383

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0442

$AM_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0382

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0433

$AM_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0375

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0429

$AM_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0364

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0417

$AM_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0356

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係る

各年度及び平成 16 年度から平成 30 年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、臨時財政特例債並びに AK において別表第三の十三に定める乗率を乗じて得た額を譲受代金とした小学校に係るものを除く。）の額に相当する額（平成 12 年度において発行を許可されたもの（平成 11 年度の臨時特例措置として行われた政府資金の繰上償還に係るものを除く。）については、政府資金に係るものに限る。）（小学校費における学級数がない団体のみ適用する。）

$AQ_{12}$ ＝ 0.0379

$AQ_{13}$ ＝ 0.0383

$AQ_{14}$ ＝ 0.0351

$AQ_{15}$ ＝ 0.0277

$AQ_{16}$ ＝ 0.0494

$AQ_{17}$　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0505

$AQ_{18}$　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0335

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0486

$AQ_{19}$　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0337

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0489

$AQ_{20}$　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.03447

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.04081

$AQ_{21}$　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0379

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0431

$AQ_{22}$　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0372

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0426

$AQ_{23}$　ア　平成 23 年度市場公募都市に係るもの　0.0363

イ　平成 23 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0415

$AQ_{24}$　ア　平成 24 年度市場公募都市に係るもの　0.0356

イ　平成 24 年度市場公募都市以外の市町村に係る